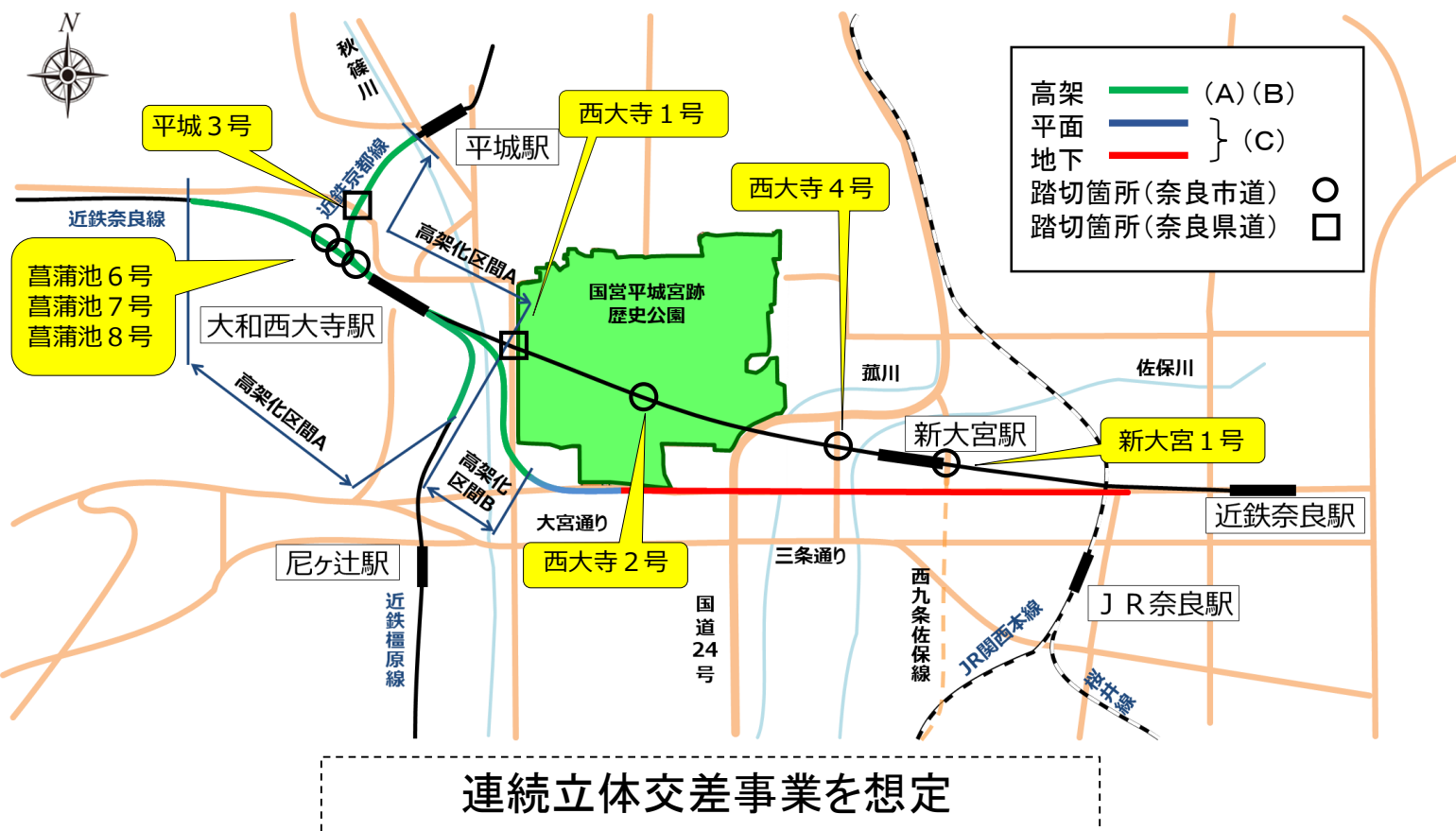


地方踏切道改良計画の策定について

- 大和西大寺駅周辺及び同駅以東の8踏切道について、奈良県と近鉄で平城3号、西大寺1号に関する踏切道改良計画を、奈良市と近鉄で菖蒲池6号・7号・8号、西大寺2号・4号、新大宮1号に関する踏切道改良計画を策定し、国に提出しました。
- これらの計画では、8踏切道改良の抜本対策として、大和西大寺駅高架化・近鉄奈良線移設事業を記載しております。
※今後、連続立体交差事業の補助採択を受けることを前提
- 抜本対策が実施されるまでの速効対策として、保安設備の整備(全方位型踏切警報灯の設置など)等も記載しています。
- また、費用負担の考え方等について、奈良県、奈良市、近鉄の3者で確認書を締結しました。

<計画に記載した大和西大寺駅高架化・近鉄奈良線移設事業の内容>



<費用負担の基本的考え方>

- 国が定めた「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」の負担ルールに基づく。
- 行政と鉄道事業者の負担区分は以下の考え方に基づく。また、行政側負担のうち、奈良県と奈良市の負担区分は今後別途協議。

高架区間(A)	鉄道事業者が受益相当額として事業費の約7% ※を負担。 ※高架下利用等の要因で補正あり
高架区間(B)	「著しい平面線形変更」による増加費用として、全て行政側負担
地平区間及び地下区間(C)	鉄道事業者の受益額と受損額を積み上げて鉄道事業者の負担を協議

- 詳細については、今後、奈良県、奈良市、近鉄の三者で協議。

※新駅は別途協議。線形は確定していない。

※高架区間Aは、既設線取付部(京都方、難波方、橿原神宮前方)～大和西大寺駅部と同駅部から大宮通りへの線路移設に伴う取付開始点まで、高架区間Bは、同取付開始点から線路が地平となる地点まで